

第 1 4 回 軽米町議会定例会 令和 7 年度 軽米町一般会計予算等審査特別委員会

令和 7 年 3 月 6 日 (木)

午後 零時 5 7 分 開 会

議 事 日 程

- 議案第 1 号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 号 軽米町企業版ふるさと納税基金条例
- 議案第 3 号 軽米町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 軽米町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例等の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 軽米町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 軽米町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 令和 6 年度 軽米町一般会計補正予算 (第 9 号)
- 議案第 8 号 令和 6 年度 軽米町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 9 号 令和 6 年度 軽米町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 0 号 令和 7 年度 軽米町一般会計予算
- 議案第 1 1 号 令和 7 年度 軽米町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 1 2 号 令和 7 年度 軽米町介護保険特別会計予算
- 議案第 1 3 号 令和 7 年度 軽米町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 1 4 号 令和 7 年度 軽米町水道事業会計予算
- 議案第 1 5 号 令和 7 年度 軽米町下水道事業会計予算

○出席委員（１１名）

1 番	田 中 祐 典 君	2 番	甲 斐 鉦 康 君
3 番	上 山 誠 君	4 番	西 舘 徳 松 君
5 番	江刺家 静 子 君	6 番	中 村 正 志 君
7 番	田 村 せ つ 君	8 番	茶 屋 隆 君
9 番	大 村 税 君	1 0 番	細谷地 多 門 君
1 1 番	本 田 秀 一 君		

議 長 松 浦 満 雄 君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 本 賢 一 君
副 町 長	江刺家 雅 弘 君
総 務 課 長	日 山 一 則 君
政 策 推 進 課 長	野 中 孝 博 君
政 策 推 進 課 主 幹	鶴 飼 義 信 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	寺 地 隆 之 君
町 民 生 活 課 長	鶴 飼 靖 紀 君
健 康 福 祉 課 長	竹 澤 泰 司 君
健 康 福 祉 課 主 幹	日 向 安 子 君
産 業 振 興 課 長	小笠原 隆 人 君
産 業 振 興 課 主 幹	輪 達 隆 志 君
地 域 整 備 課 長	神久保 恵 蔵 君
水 道 事 業 所 長	神久保 恵 蔵 君
教 育 委 員 会 教 育 長	小 林 昌 治 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長	古 舘 寿 徳 君
教 育 委 員 会 事 務 局 主 幹	輪 達 ひろか 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	日 山 一 則 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小笠原 隆 人 君
監 査 委 員	西 山 隆 介 君
監 査 委 員 事 務 局 長	関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 主 任
議 会 事 務 局 主 事

関 向 孝 行 君
竹 林 亜 里 君
山 下 海 斗 君

◎開会及び開議の宣告

○委員長（上山 誠君） それでは、ただいまから令和7年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会を開会いたします。

この委員会は、本日から12日までの予定です。皆様の慎重な審議をお願いいたします。

ただいまの出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

（午後 零時57分）

○委員長（上山 誠君） それでは、本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第15号までの15件です。

議案審議の進め方についてお諮りします。議案第1号から議案第15号まで議案1件ごとに審議し、審議終了後、全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決をすることにいたしたいと思います。

提案説明は本会議で終了していますので、議案番号順に補足説明があれば補足をお願いし、なければ質疑から入りたいと思います。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） それでは、進めたいと思います。

◎議案第1号の審査

○委員長（上山 誠君） 議案第1号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明があればお願いします。

○総務課長（日山一則君） 議場で説明しました。

○委員長（上山 誠君） 補足説明がないということなので、質疑ありませんか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 早出、遅出をする職員で、（1）、（2）とあるのですが、本会議でもちょっと説明したような気がするのですが、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員ということで、義務教育学校の前期課程というのはどういう学校でしたか。

○委員長（上山 誠君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） ただいまの質問にお答えいたします。

義務教育学校というのは、小学校、中学校の一貫校ということで設立されている

学校で、その学年が1学年から9学年というふうな形でなっているようでございまして、小学校区分を前期課程ということから、こういった条文をあえて追加させていただきました。これは、県等の条例を参考に改正したものでございます。特別支援学校についても、小学校の部分ですよということで追記したものでございます。

○委員長（上山 誠君） よろしいでしょうか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ありがとうございます。現在考えられるところで、対象となる方は今はあるのでしょうか。また、会計年度任用職員にはこういう早出、遅出というのが、そういう制度はありますか。

○委員長（上山 誠君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） 対象職員はございますが、申し出ている職員は現在のところございません。会計年度任用職員についても、同様の、多分これは大本の法律の改正ですので、そういった必要性があるものと思いますが、今会計年度任用職員についてはその部分はまだ明記しておりません。

○委員長（上山 誠君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） 質疑がないようなので、なければ議案第1号の質疑を終わります。

◎議案第2号の審査

○委員長（上山 誠君） 続いて、議案第2号を議題といたします。

補足説明があればお願いいたします。

政策推進課長、野中孝博君。

○政策推進課長（野中孝博君） 議案第2号につきまして、議場でも説明いたしましたが、補足の部分を説明をさせていただきます。

企業版ふるさと納税の概要でございますけれども、国が認定する地方公共団体の地域再生計画に記載された事業のことをまち・ひと・しごと創生寄附活用事業というふうにいいますけれども、その事業に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税の最大9割控除を受けられるというふうなこととなっております。当町が認定を受けております地域再生計画に掲げる事業に賛同していただきまして寄附をしていただければ、このような優遇措置を受けられるというふうなことになってございます。

また、基金条例の案につきましては、内閣府と事前相談するということが義務づけられてございます。この内容で事前協議が完了しているということを申し添えさせていただきます。

基金の設置によるメリットといたしましては、企業版ふるさと納税は原則として寄附を受けた当該年度の事業に充てるということになっておりますけれども、本基金を設置することで翌年度以降の事業にも充てるのが可能になりますので、寄附金を柔軟かつ最大限に活用するということができることとなります。

なお、ただいま説明いたしました資料といたしまして、皆様のほうに紙で配布させていただいておりますが、ただいま説明しました企業版ふるさと納税の概要、また2ページにつきましては、町が国のほうから認定をいただいております地域再生計画の概要について記載してございます。ご参考にしていただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（上山 誠君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 寄附をもらって事業するわけですが、ここに企業への経済的な見返りは禁止となっております。具体的には、例えばこういうのというのがあったら教えていただきたい。

○委員長（上山 誠君） 政策推進課長、野中孝博君。

○政策推進課長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

具体的な内容ということでございますけれども、通常の個人が行うふるさと納税でございますと返礼品などのお返しがあるわけでございますけれども、企業の場合はそのようなものがないというふうなことでございます。

以上でございます。

○委員長（上山 誠君） よろしいでしょうか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 前に聞いたかもしれないのですが、例えば建設業とかの会社からもらって、そこに工事を発注するとかというのは大丈夫なのでしょうか。

○委員長（上山 誠君） 政策推進課長、野中孝博君。

○政策推進課長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

通常の入札などの参加資格があり、それに対して応札して落札した場合、そのような場合は経済的な見返りというふうなことには該当しないということになっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（上山 誠君） よろしいでしょうか。

○5番（江刺家静子君） はい。

○委員長（上山 誠君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） ないようなので、議案第２号の質疑を終わります。

◎議案第３号の審査

○委員長（上山 誠君） 続いて、議案第３号を議題といたします。

補足説明があればお願いいたします。

○町民生活課長（鶴飼靖紀君） ございません。

○委員長（上山 誠君） 補足説明がないようなので、質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） 質疑ないようなので、議案第３号の質疑を終わります。

◎議案第４号の審査

○委員長（上山 誠君） それでは、議案第４号 軽米町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

補足説明があればお願いします。

○町民生活課長（鶴飼靖紀君） 補足説明ございません。

○委員長（上山 誠君） 補足説明がないようなので、質疑に移りたいと思います。質疑ありませんか。

江刺家委員。

○５番（江刺家静子君） 改正前は何か受給者証と一緒に保険証も出すというようなことなのですけれども、改正後は受給者証を提示するものとするということとなっていて、これはこのときに例えばマイナ保険証とか、そういうのは関係ないのですか。

○委員長（上山 誠君） 町民生活課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課長（鶴飼靖紀君） 昨年１２月２日よりマイナ保険証に切り替わっておることから、保険証の提示はなしということにいたしまして、受給者証のみで提示して給付を受ける形に改めさせていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（上山 誠君） 江刺家委員。

○５番（江刺家静子君） では、マイナ保険証をつくっていない人はどうですか。

○委員長（上山 誠君） 町民生活課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課長（鶴飼靖紀君） 資格確認書というものが発行されておりますが、そちらの提示もなしということで、役場のシステムのほうには保険証のデータが入っておりますので、それで確認いたしますので、提示は受給者証のみという形にしたいと思っております。

以上です。

○委員長（上山 誠君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） 質疑ないので、議案第4号、質疑を終わります。

◎議案第5号の審査

○委員長（上山 誠君） 続きまして、議案第5号を議題といたします。

軽米町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、補足説明があれば。

○地域整備課長（神久保恵蔵君） ございません。

○委員長（上山 誠君） 補足説明がないので、これから質疑に移りたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） ないので、議案第5号の質疑を終わります。

◎議案第6号の審査

○委員長（上山 誠君） 続けて、では議案第6号 軽米町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明があればお願いいたします。

○地域整備課長（神久保恵蔵君） 本会議場で説明したとおりで、ありません。

○委員長（上山 誠君） 補足説明がないので、質疑に移りたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） ないので、議案第6号の質疑を終わります。

◎議案第7号の審査

○委員長（上山 誠君） 続けて、議案第7号 令和6年度軽米町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

一般会計補正予算の審議については、歳入は全般で、歳出については款ごとに補足説明を求めながら進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） それでは、議案第7号 令和6年度軽米町一般会計補正予算（第9号）の歳入について当局の説明を求めます。

それでは、総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） それでは、議案第7号の説明に入ります前に、先ほど議案第1号の審議の中で江刺家委員からご質問があった会計年度任用職員の適用について

でございますが、私ちょっと誤って回答申し上げました。先ほどの条例の中で、会計年度任用職員も職員ということで一律に対応するというものでございましたので、先ほどの答弁を訂正させていただきます。すみませんでした。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第7号 令和6年度軽米町一般会計補正予算（第9号）について、歳入予算の概要説明をいたします。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定による各種補助金等の交付決定、また税等の調定の見込額が変更になりまして、その増減がございますので、その内容を補正したものでございます。

予算書の10ページを御覧ください。最初に、第1款の町税でございますが、こちらは税務会計課よりご説明申し上げます。

なお、町税説明資料というものを準備しておりますので、そちらを準備いただきたいと思います。

○委員長（上山 誠君） 会計管理者兼税務会計課長、寺地隆之君。

○会計管理者兼税務会計課長（寺地隆之君） それでは、令和6年度軽米町一般会計補正予算（第9号）、補正の補足説明といたしまして、お手元に資料のほう配布しております。タイトルは、令和6年度一般会計補正予算（第9号）町税説明資料、こちらに基づきましてご説明いたします。

この資料は、歳入10ページに記載しております町税関係の部分を表にまとめたものでございます。町民税から順を追ってご説明申し上げます。個人町民税につきましては、現年課税分としてトータルで1,886万7,000円の調定増を見込み、今回の増額補正としたものです。当初の見込みよりも納税義務者数の減少率の伸びが低かったことなどにより、所得割額の減少が抑えられたことから、調定額が増えたものでございます。

次の行に移りますと、滞納繰越分でございます。こちらにつきましては、収入の見込額が確定といいますか、ほぼ整いましたことから、1,300万円ということで、当初は1,400万円を計上しておりました。

〔何事か言う者あり〕

○会計管理者兼税務会計課長（寺地隆之君） 失礼しました。130万円ということで、当初は140万円を計上しておりましたが、100万円の減額を見込みました。

〔「10万円」と言う者あり〕

○会計管理者兼税務会計課長（寺地隆之君） 申しわけありません。訂正させていただきます。減額は10万円見込んでおります。

次は、法人の現年課税分でございますが、こちらにつきましては変更はございません。

次の滞納繰越分につきましては2万円、こちらは1社まだ滞納がございまして、分納は行っていただいておりますが、完納には至っておりませんものです。

次に、固定資産税の現年課税分でございますが、こちらにつきましては増減要因等の説明欄にございますとおり、土地、家屋、償却資産とも課税標準額が増となっております。特に最大の償却資産につきましては、当初見積りでは前年度の課税標準見込みに対して8%から9%程度 of 原価を見込むという形で計上してございました。その後は、大規模な動きこそございませんでしたが、新規の設備投資についての細かい申告が一定数行われ、その積み上げがございましたことから、今回14.1%の増を見込みまして、トータルでは9,887万3,000円の増を補正計上いたしました。

次は、滞納繰越分でございます。こちらにつきましては、収納の見込額を大体見通したもので、残念ながら予算計上部分までの徴収率には至っておりませんが、241万円程度の決算を見込めるということで、今回160万円の減額補正をお願いしたものです。

次に、2つ飛ばします。2つ飛ばしまして、軽自動車税の種別割でございます。こちらにつきましても、台数の確定と申しますか、車両台数の増減につきまして、当初は増加を想定しておりましたけれども、その見込みよりも台数が増えなかったということ踏まえて、調定が減となったものでございます。120万円の減額補正です。

そちらの滞納繰越分、次の行でございますが、収入見込額が増えまして、当初1万円でございますところ、19万円の補正とさせていただきます。トータルで当初は11億5,637万5,000円の自主財源を見込んでおりましたが、決算ベースでは12億7,137万5,000円ということになり、率にして約9.94%、1億1,500万円の増額を見込んだ予算計上といたしました。

町税関係は以上でございます。

○委員長（上山 誠君） それでは次、総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） 続きまして、10ページ、最後となりますが、2款地方譲与税、3項森林環境譲与税でございますが、交付の見込額が増えるということから、1,689万3,000円を増額するものです。

11ページを御覧ください。11款地方交付税でございます。普通交付税について、職員給与費の改定、経済対策に要する経費、後年度の臨時財政対策債の一部償還相当部分の前倒し等の充用額が増となることを見込み再算定が行われ、8,685万1,000円増額するものでございます。

次に、15款国庫支出金、1項国庫負担金でございますが、負担金の確定により、国民健康保険基盤安定負担金を23万7,000円減額、障害児通所給付費負担金

を200万円減額し、障害者総合支援等給付費負担金については令和5年度事業の精算分として1,024万9,000円を増額するものです。

次に、2項国庫補助金につきましては、1目の総務費国庫補助金では、定額減税補足給付及び均等割世帯への給付金の確定により、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を2,050万円減額するものです。

3目衛生費国庫補助金は、補助金確定による高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種費助成金を647万4,000円減額し、母子保健衛生費国庫補助金につきましては事業の確定により235万6,000円を増額するものです。

最後に、5目教育費国庫補助金では、スクールバス整備事業費の確定により、へき地児童生徒援助費等補助金を158万円減額するものです。

12ページを御覧ください。16款県支出金、1項県負担金につきましては、先ほど国庫負担金と同様に、負担金の確定による国民健康保険保険基盤安定負担金を31万8,000円減額、障害児通所給付費負担金を100万円減額、障害者総合支援等給付費負担金につきましては、令和5年度事業精算分として512万4,000円を増額するものです。

2項県補助金、4目農林水産業費県補助金では、事業費確定により、いわてニューファーマー支援事業費補助金を150万円減額、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業費補助金を1,199万5,000円減額、多面的機能支払い交付金を265万3,000円減額するものです。

3項委託金につきましては、参議院議員及び衆議院議員選挙執行経費の確定により、990万1,000円を減額するものです。

13ページを御覧ください。18款寄附金でございますが、2目ふるさと支援寄附金について、3,500万円を増額するものです。これは、まち・ひと・しごと創生寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税として寄附いただいたものでございます。

19款繰入金の1目財政調整基金繰入金につきましては、今回の歳入予算の確定増及び歳出予算の事業費確定による不用減等を調整した結果、2億3,373万円を減額するものでございます。

21款諸収入、4項雑入につきましては、事業費確定によりデジタル基盤改革支援補助金を1,145万2,000円減額するものです。

22款町債につきましては、1目総務債では、かるまいテレビ放送設備更新事業債の確定により1,000万円を減額し、7目教育債ではスクールバス整備事業債の確定により4,800万円を減額するもので、過疎対策事業債でございます。

以上、歳入補正予算全般の説明とさせていただきます。

○委員長（上山 誠君） 歳入の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 国庫支出金の総務費国庫補助金のところで、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのが2,050万円の減額になっていますけれども、これは当初予定したよりも申請する人が少なかったということでしょうか、戻す金額が随分大きいので、戻すというか減額の金額。

○委員長（上山 誠君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） ただいまの江刺家委員の質問にお答えします。

こちら物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。こちらにつきましては、今年度補正で要求させていただく際に、対象者を230人、子供さんを50人と見込んで予算を要求させていただいたものでございます。実際にシステムの改修が終わった後、対象者を抽出したところ、対象者が減りました。実際にお支払いしたのが102人、実績で。子供さんについては12人、こちらに給付金をお支払いして、ただいま残部分を減額で計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（上山 誠君） よろしいでしょうか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ありがとうございます。ということは、最初の対象者の人数と離れがあったということで、申請漏れとか、そういうことではなかったのかな。本当は対象者なのだけれども、申請する人が知らないでという、漏らしたということではない。

○委員長（上山 誠君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） ただいまの質問にお答えします。

対象者につきましては、110人で行いました。実際に給付させていただいた方が102人です。こちらにつきましては、給付申請漏れというか、うちのほうで直接対象者と思われる方にはご案内差し上げました。申請していない方にももう一回ご案内のほう差し上げて、その結果申請されない方々がいらっしゃるということになっております。

以上でございます。

○委員長（上山 誠君） よろしいでしょうか。

○5番（江刺家静子君） はい。

○委員長（上山 誠君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） 質疑ないようなので、なければ歳出に移りたいと思います。

それでは、最初に2款総務費から。

総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） それでは、歳出補正予算のほうの説明をいたします。

予算書のほうは14ページを御覧ください。2款1項総務管理費、2目文書広報費でございます。こちら14節工事請負費でございますが、情報通信施設放送設備更新工事ということで事業を今年度を初年度として3か年の計画で行いますが、入札減等によりまして1,000万円の事業減が生じたので、同額を減額補正するものでございます。

それから、4目財産管理費でございます。24節積立金に1,901万8,000円を計上したものでございます。こちらにつきましては、先ほど歳入の際に普通交付税の再算定が行われたという中で、臨時財政対策債の償還に充てる部分も交付税に追加されて入ってまいりました。それが令和7年、令和8年に償還する部分への交付税措置でございましたので、その全額を基金のほうへ積み立てし、後年度の支払いに充当するものでございます。

以上です。

○委員長（上山 誠君） もう2款全部について。

○総務課長（日山一則君） 私が全部ですか。担当ごとで……

○委員長（上山 誠君） 担当ごとでもいいですけども、説明願えますか。

○総務課長（日山一則君） 順番にやりますので。

○委員長（上山 誠君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） 続きまして、11目諸費でございます。22節償還金、利子及び割引料でございます。こちらにつきましては、こちらに記載してございますとおり、令和5年度障害児入所給付費等国庫負担金返還金3万8,000円、令和5年度障害児入所給付費等県費負担金返還金が1万9,000円、令和5年度障害者医療費国庫負担金返還金が31万円、令和5年度障害者医療費県費負担金返還金が20万8,000円、出産・子育て応援交付金返還金が218万円でございます。

以上でございます。

○委員長（上山 誠君） 次は、政策推進課主幹、鶴飼義信君。

○政策推進課主幹（鶴飼義信君） それでは、引き続き14ページの一番下になります2款総務費、2項企画費、1目企画費、企業版ふるさと納税基金元本積立3,600万円になります。先ほどの歳入で説明ありましたが、まち・ひと・しごと創生寄附金を財源に3,500万円を積み立て、一般財源100万円を合わせて3,600万円積み立てるものでございます。こちらは、先ほど議案第2号の説明もございましたけれども、そちらの基金のほうに積み立てて、後年度の事業に充当するという事で積み立てるものでございます。

以上です。

○委員長（上山 誠君） 2 款、次は、それでは会計管理者兼税務会計課長、寺地隆之君。

○会計管理者兼税務会計課長（寺地隆之君） 2 款総務費、3 項徴税費についてご説明申し上げます。

賦課徴収費でございますが、役務費として2万4,000円、こちらは口座振込手数料の増をお願いするものです。

12 節委託料の145万1,000円でございますが、土地情報総合システム保守、異動修正業務委託料、土地の移動に係るデータの加除処理が終了し、当初の見込みよりも異動の件数が少なかったことから、不用残について減額するものです。

18 節の負担金、補助及び交付金でございますが、定額減税補足給付金、こちらを580万円減じまして、調整給付不足額等給付金を585万円増額するものです。令和6年度に実施した定額減税補足給付金の残を減ずるものですが、既に措置してあるものを有効活用するために、令和7年度に実施いたします調整給付不足額等給付金に用いるため、明許繰越を行う予定としております。

徴税費は以上でございます。

○委員長（上山 誠君） 次が、町民生活課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課長（鶴飼靖紀君） 2 款総務費、4 項戸籍住民基本台帳費について説明いたします。

12 節委託料でございます。戸籍付票システム及び戸籍情報システムの標準化・共通化業務委託料の事業費が確定したことによります減額で、それぞれ戸籍付票システムにつきましては997万7,000円、戸籍情報システムにつきましては147万5,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（上山 誠君） 次が選挙費で、選挙管理委員会事務局長、日山一則君。

○選挙管理委員会事務局長（日山一則君） それでは、2 款総務費、5 項選挙費についてご説明申し上げます。

こちらは、3 目参議院議員選挙費、4 目衆議院議員選挙費ということで、昨年行われました両選挙の執行経費が確定したことに伴いまして、不用額を減額補正するものでございます。

以上です。

○委員長（上山 誠君） 2 款の説明が終わりました。それでは、質疑に移りたいと思います。質疑ございませんか。

細谷地委員。

○10 番（細谷地多門君） 課長から確認したいのですが、昨日だったかおとといだったか、デーリー東北にNHKの受信料の件、公用車の、受信料が未納になっている部分というの、南部町でしたか、何か新聞掲載ありました。こういうこともあるのだ

なと思って読んでいましたが、本町の場合はどうなのでしょう、その辺。私は、初めて公用車の受信料という情報を今認識しました。やっぱりそういう受信料というのが発生するのだなと思っていましたが、その点いかがでしょうか。

○委員長（上山 誠君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） そのニュースについては、昨日ネットニュース等で私も確認しまして、課内あるいは隣の課とか職員同士、そういった事例があるのだなということを確認して、まだ調査はしておりませんが、庁用車にもそういうNHKといいますか、テレビを受信する機器が備わっている庁用車もありますので、受信料の部分は届けてはおりませんから、発生する可能性があるものというふうに考えており、今調査している段階です。まだちょっと昨日の今日でございましたので、各課の照会はまだですけれども、そういう形で調査はしなければならないものだなというふうに考えておりますし、実際に制度の運用についてしっかりと確認しなければならないというふうな形で今思っているところでございます。

○10番（細谷地多門君） 調査後、後で報告してください。

○委員長（上山 誠君） では、ほかに質疑ございますか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 諸費の中の償還金、利子及び割引料で、出産・子育て応援交付金返還金というのが218万円あります。これは、返還金なので幾ら来て、そして生まれた方が少なかったから戻すというのでしょうか。ちょっと差額のところの内容を少し教えていただきたい。

○委員長（上山 誠君） 健康福祉課主幹、日向安子君。

○健康福祉課主幹（日向安子君） ただいまの江刺家委員のご質問にお答えいたします。

申し訳ありません。金額のところをしっかりと把握しておりませんでしたので、調べてお答えいたします。

以上です。

○委員長（上山 誠君） 後で、では。

では、江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） この制度というのもちょっとどういうふうなのか聞きたかったのですけれども。

○委員長（上山 誠君） 健康福祉課主幹、日向安子君。

○健康福祉課主幹（日向安子君） こちらにつきましては、妊娠期に5万円、出産期に5万円、ご家族にお支払いする補助金となっております。また、こちらにつきましては、人件費等も併せて要求しておりましたので、こちらのほうを確認して持ってまいりたいと思います。

○委員長（上山 誠君） よろしいですか。

○5番（江刺家静子君） はい。

○委員長（上山 誠君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ということは、軽米町で独自にこれ出産祝い金とかというのをやっているのとはまた別の制度ということでしょうか。

○委員長（上山 誠君） 健康福祉課主幹、日向安子君。

○健康福祉課主幹（日向安子君） 出産の今江刺家委員がお話しされた制度とはまた別なものとなっております。

○委員長（上山 誠君） よろしいでしょうか。

○5番（江刺家静子君） はい、ありがとうございます。

○委員長（上山 誠君） ほかに質疑ありますか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） すみません、ちょっとあれなのですけれども、ふるさと納税の基金、寄附金が3,500万円ということで、100万円プラスして積立てをしているわけなのですが、100万円プラスしなければならなかったのはありますでしょうか、事情といいますか。

○委員長（上山 誠君） 政策推進課主幹、鶴飼義信君。

○政策推進課主幹（鶴飼義信君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

企業版ふるさと納税につきましては、先ほど議案の説明の際にもご説明いたしましたが、当該年度の事業支出に原則充てるということになってございます。それを基金に積み立てることによって、後年度の事業費に充てられるということになりますけれども、基本的には支出した事業費内の範囲で寄附を受けなさいという制度になってございます。仮に事業費を超えて寄附をいただいた場合は、その超えた分というのがいわゆる税制上の優遇が企業に取っては受けられない。町としては、企業版ふるさと納税を受けることができないというような形になるものでございます。そういった制度がありますので、基金を積み立てる場合には寄附額以上の金額を積み立てなければならないということになってございますので、一般財源を100万円充てさせていただいたということになります。

以上です。

○委員長（上山 誠君） よろしいでしょうか。

○5番（江刺家静子君） はい。

○委員長（上山 誠君） ほかに質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） それでは、ないようなので、2款終わりますして、3款に移りたいと思います。

3款民生費、それでは健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） それでは、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費についてご説明いたします。

こちら負担金、補助及び交付金でございます。先ほど歳入のほうでお話ししました物価高騰対応重点支援給付金、こちらの支払い実績の確定による不用額の減でございます。

続きまして、3目老人福祉費、18節負担金、補助及び交付金、二戸地区広域行政事務組合負担金でございます58万5,000円の増額の補正でございます。

続きまして、21節補償、補填及び賠償金、こちらは二戸地域権利擁護支援事業補償金149万円の減額補正でございます。こちらにつきましては、当初非課税事業という認識で、消費税をお支払いしなかった件でございます。二戸地域の権利保護支援センター、こちらにつきましては二戸のほうで気づきまして、5年間の消費税をお支払いすることになりまして、概算で補正させていただいたものが確定したことにより、今回149万円の減額の補正を行うものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費でございます。こちらにつきましては、障害児通所給付費の利用額の確定により、今回400万円の減額を行うものでございます。こちらにつきましては、実績のほうで計算させていただいております。

以上でございます。

○委員長（上山 誠君） 3款民生費の説明が終わりました。質疑に移りたいと思います。質疑ありますか。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） ないようなので、3款民生費終わりました、続いて4款衛生費に移りたいと思います。

健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） 4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子保健活動費でございます。こちらにつきましては、乳児、妊産婦健康診査委託料でございます。こちら事業の確定により175万円を減額するものでございます。

続きまして、3目予防費でございます。こちらにつきましては、12節委託料でございます。予防接種委託料1,156万4,000円、緊急風しん抗体検査委託料、こちらが40万1,000円のそれぞれ事業費の確定による減額でございます。

続きまして、4目保健事業費、12節委託料でございます。こちら基本健康診査委託料350万円、がん検診委託料450万円、こちらにつきましても事業費の確定による減額でございます。

続きまして、7目健康ふれあいセンター運営費でございます。すみません、4目の保健事業費でございます。18節の負担金、補助及び交付金でございます。こち

ら人間ドック利用料補助金、こちらも事業費の確定により１３０万円を減額するものでございます。

続きまして、７目健康ふれあいセンター運営費でございます。負担金、補助及び交付金でございます。健康ふれあいセンター維持管理費負担金、こちらも事業費の確定により１００万円の減額補正でございます。

以上でございます。

○委員長（上山 誠君） 次に、町民生活課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課長（鶴飼靖紀君） ４款衛生費、２項清掃費、２目塵芥処理費、１８節負担金、補助及び交付金について説明いたします。

二戸地区広域行政事務組合負担金といたしまして、５７２万４，０００円を減額補正するものでございます。

３目し尿処理費の１８節につきましても、同じく二戸地区広域行政事務組合負担金といたしまして３９５万１，０００円を減額補正するものでございます。

以上でございます。

○委員長（上山 誠君） 続きまして、４款３項水道費、水道事業所長、神久保恵蔵君。

○水道事業所長（神久保恵蔵君） 予算書１７ページとなります。４款衛生費、３項水道費、１目水道事業整備費でございます。２３節投資及び出資金について説明いたします。

４９万５，０００円の増額をお願いするもので、内容は水道事業会計への出資金となります。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○委員長（上山 誠君） ４款の説明が終わりました。質疑に移りたいと思います。質疑ありませんか。

江刺家委員。

○５番（江刺家静子君） 人間ドック利用料補助金なのですが、１３０万円の減額ということで、対象者が何人ぐらいあって、実際に……

〔「今ちょっと、さっきの調べてということだったんで、ちょっとそこ飛ばしていただいていいですか」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） そこ以外にありますか。

○５番（江刺家静子君） 次の、ちょっとこれ私が分からないので、健康ふれあいセンター維持管理費負担金１００万円の……

○委員長（上山 誠君） 同じですね。そこもちょっと後で。では、どうしましょうか。居なければ始まらない。

〔「ちょっと休憩しますか」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） ここで10分休憩しましょうか。2時まで休憩します。

午後 1時50分 休憩

午後 1時59分 再開

○委員長（上山 誠君） 再開いたします。

4款の江刺家委員の質問の衛生費のところ、江刺家委員のはみんな健康福祉課関連、それ以外で何か質疑ありますか、4款。

〔「健康福祉課ばかりだな」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） では、先に6款に進んで、それから来たら、6款終わってからまた後でということにしましょうか。

では、6款の説明をお願いいたします。

産業振興課長、小笠原隆人君。

○産業振興課長（小笠原隆人君） それでは、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費についてご説明いたします。

今回補正するのは、18節の負担金、補助及び交付金でございます。内容でございますが、軽米町エゴマ産地確立推進事業費補助金と軽米町農業次世代人材投資資金、もう一件、地域農業計画実践支援事業費補助金でございます。いずれも事業確定による減額となりますが、地域農業計画実践支援事業費補助金については1,384万9,000円と大きいわけですが、こちらについては機械導入等の事業でございますが、不採択になった部分と、あと自ら取下げをした部分、あと資金的な問題で取下げをした部分、合わせまして1,384万9,000円の減額となるものでございます。

次に、5目水田農業構造改革対策費でございます。同じく18節の負担金、補助及び交付金でございます。飼料用米等水田農業推進事業費補助金、こちらも事業確定による減額となっております。

次に、8目生活改善センター等運営費でございます。こちらは、12節委託料でございます。晴山農業構造改善センター敷地筆界未定処理業務委託料でございます。こちらにつきましては、筆界を決めたいということで、隣接する地権者のほうから申出がございましたが、いずれにしてもその筆界が決定できなかったということで、減額するものでございます。

次に、16目多面的機能発揮促進事業費でございます。同じく18節の負担金、補助及び交付金でございます。こちらも多面的機能支払交付金の事業確定による減額となっておりますが、内容としては取り組んでいる面積の減等がございますし、あとその団体がやめたというところもございまして、359万1,000円の減額となるものでございます。

次に、２項林業費でございます。１目の林業総務費でございます。２４節積立金でございます。こちらは、１，８４９万９，０００円となっておりますが、軽米町森林環境整備基金元本積立の補正となっております。

次に、２目でございます。林業振興費です。１２節委託料でございます。こちらは、森林所有者意向調査及び森林現況調査業務委託料でございますが、こちらが事業確定による減額となっております。

以上、説明いたします。

○委員長（上山 誠君） ６款農林水産業費、終わりました。質疑に移りたいと思います。質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） ６款を終了したいと思います。

続いて、７款商工費、産業振興課主幹、輪達隆志君。

○産業振興課主幹（輪達隆志君） それでは、続きまして１８ページの７款商工費、１項商工費、２目商工業振興費でございます。こちらは、１８目負担金、補助及び交付金につきまして１７２万円の減額の補正でございますが、内容といたしましては中小企業金融対策資金利子補給費補助金、こちらの事業費の確定によります減額となります。

３目観光費、こちらも１８節の負担金、補助及び交付金につきまして、２５０万円の減額補正となります。内容といたしましては、こちらは観光協会の様々なイベントがほぼ終了いたしまして、事業費の確定見込みによる減額となります。

以上です。

○委員長（上山 誠君） 続いて、町民生活課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課長（鶴飼靖紀君） ４目消費者行政推進費、１８節負担金、補助及び交付金について説明いたします。

二戸消費生活センター事務委託負担金といたしまして、２８万８，０００円の増額をお願いするものでございます。これは、人事院勧告によりまして、増額した二戸消費生活センターの人件費分を負担するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（上山 誠君） では、７款商工費、説明が終わりました。質疑に移りたいと思います。質疑ありますか。

茶屋委員。

○８番（茶屋 隆君） 商工費、観光費ですけれども、２５０万円の減額、そのところもうちょっと詳しく、ちょっと私聞き取れなかったなので、もう一回教えてください。

○委員長（上山 誠君） 産業振興課主幹、輪達隆志君。

○産業振興課主幹（輪達隆志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、軽米町観光協会で実施しております様々なイベント、森と水とチューリップフェスティバルでありますとか、軽米秋祭り、それから食フェスタですとか観光と物産キャンペーン等ございますが、こちらの実施に係る補助金を支出しておりますが、そちらの軽米町観光協会で実施している事業費がほぼ確定いたしましたので、確定見込みということで不用額の減ということになります。

以上です。

○委員長（上山 誠君） よろしいですか。

茶屋委員。

○8番（茶屋 隆君） そうすれば、森と水とチューリップフェスティバルなんかにも出しているそれも不用の部分が出たということですか。

○委員長（上山 誠君） 産業振興課主幹、輪達隆志君。

○産業振興課主幹（輪達隆志君） それぞれのイベントにおきまして、若干の不用減といえますか、経費節減した部分がございまして、減額となっているものでございます。

○委員長（上山 誠君） 茶屋委員。

○8番（茶屋 隆君） では、森と水とチューリップフェスティバル、今までは3日、4日イベントやっていたけれども、昨年度は1日だけ、今年度も何かこの前ステージイベントの出演者を募集したのでは1日だけやるということですが、何か少し寂しさを感じますけれども、訪れた観光客の方も、あれ、来ても何もないものね、出店もあったのに何もないなというようなことを耳にしますけれども、その辺はどのようにご判断していますか。

○委員長（上山 誠君） 産業振興課主幹、輪達隆志君。

○産業振興課主幹（輪達隆志君） ただいまの質問にお答えいたします。

例年5月の3日にステージイベント等の発表を行いまして、5月の4日は林業振興まつりということで行っております。私令和2年からちょっとこちらのほうの担当しておりますが、ずっとそのような形でやっておりましたので、かなり前は長い期間やっていたようでございますが、特段短いというようなお話もちょっといただいているので、特には検討はしておりませんでした。

○委員長（上山 誠君） 茶屋委員。

○8番（茶屋 隆君） 私も毎日行くわけでないから、3日の日がイベントあるからそれに行ってみるのだけれども、何かそういうふうな町内の商店の方たちもやっぱり行っている方はそういうふうなことを言われていますけれども、すごく寂しさを感じると。やっぱりせっかく他町村から来てくださっても何もないというようなこともありますので、令和2年度からでしたか、輪達主幹、そうすれば3、4、5、そうかな、何かでもやっぱり行ってみても、店を見てもいつもよりは、昔よりは少なくなっているのは当然だと思いますけれども、そういったところもこれから先考えて

みてもいいのかなとも思ったりもしますが、これから軽米町観光協会の総会もあると思いますので、その辺はまたそこで確認したいと思います。

○委員長（上山 誠君） 産業振興課長、小笠原隆人君。

○産業振興課長（小笠原隆人君） ただいまのご意見でございますが、実際はそのとおりでございます。結構前の話になります、何日かやっていたというのは。令和2年から輪達主幹は来ておりますけれども、それ以前からも3日の日がイベント、4日の日は林業振興まつりという形でしばらくの間続けてまいりました。というのも、ステージイベント等をお願いするわけですが、なかなか多くの団体の方が出ていただけない状況もございます。ということで、何年か前からそういう形を取っております。しばらくそのとおりやっておりますが、今のところは特に新しく出演する方々も出てまいりませんので、今のところこのような形で続けるしかないのかなというふうに思っておりますが、今後マンネリ化している部分もございますので、町長、副町長にも指摘受けたところではございますが、いずれ集客のための何か対策をしたいなというふうには思っておりますが、令和7年度につきましては同じような形で進めるしかないのかなと。急にそういうのを企画してもなかなか出ていただける方も募集できないところもありますので、令和7年度につきましてはそのような形になると思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○委員長（上山 誠君） 茶屋委員。

○8番（茶屋 隆君） 一応確認ですけれども、イベントはまず3日、4日ということで、出店する店の部分はまず出してくれる店屋が出すというのであれば、私のほうは1日ぐらいしか行けないものですから行って見ていないのですけれども、何日かは出ている、何店かは出ているということですか。

○委員長（上山 誠君） 産業振興課長、小笠原隆人君。

○産業振興課長（小笠原隆人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

出店につきましては、出店する方にお任せしているというところでございますが、できれば土日とかお休みの日にはできるだけ出すようにという要望はしております。以上です。

○委員長（上山 誠君） よろしいですか。

○8番（茶屋 隆君） はい。

○委員長（上山 誠君） ほかに質疑ありますか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） ないようなので、では商工費終わりました、次8款土木費。

それでは、地域整備課長、神久保恵蔵君。

○地域整備課長（神久保恵蔵君） 予算書は19ページとなります。8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費でございます。総額224万円をお願いするもので

ございます。内訳といたしまして、10節需用費99万円の増額、12節委託料376万円の増額をお願いするもので、これは重機の燃料費、除雪業務委託料となっております。今後の除雪出動に予算の不足が見込まれるため補正するものでございます。あと、17節の備品購入費につきましては、251万円の減額をお願いするもので、道路維持車両、これは議決をいただきましたトラクターと草刈りモアの入札により差金が発生したものの減額となります。

説明は以上となります。

○委員長（上山 誠君） 説明が終わりました。8款土木費について質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） ないようなので、8款土木費終わります。

9款消防費。

総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） それでは、続けて9款消防費、1項消防費をご説明申し上げます。

1目の常備消防費でございます。二戸地区広域行政事務組合負担金の額の確定によりまして、352万円増額補正するものでございます。

○委員長（上山 誠君） 消防費、説明終わりました。消防費について質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） ないようなので、消防費終わります。

それでは、10款教育費。

教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） では、補正予算書19ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、13節使用料及び賃借料、駐車場用地使用料の減、134万2,000円です。こちら新たに職員駐車場をお借りしましたけれども、その残が出たということでの減額補正となります。

17節備品購入費、スクールバス購入費、2台購入しました入札残ということで、640万円の減を予定しています。

3目教育振興費、12節委託料、こちら小中学校スクールバス運行管理業務委託料の残でございます。

20ページをお願いいたします。2目生涯学習推進費、12節委託料、特別番組作成業務委託料、こちら宇漢米館オープニングイヤーということで、大きな行事、2番組ですけれども、特別番組を作成する予定でしたが、かるまいテレビのほうで全て録画等していただけたという形が整いましたので、その委託料のほうを使用しなかったということで152万9,000円を減額とするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（上山 誠君） 10 款教育費の説明が終わりました。質疑ありませんか。
中村委員。

○6 番（中村正志君） 駐車場用地使用料の減額があるようですけれども、駐車場という
のはどこのことでしょうか。

○委員長（上山 誠君） 教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） こちら職員駐車場としてお借りしたのは、
葬儀屋で持っている白寿側のところの砂利の部分でございます。

○委員長（上山 誠君） 中村委員。

○6 番（中村正志君） その使用というか、借地の状況というの、どのような形でお借
りしたのか。どのような形というか、何か役場のほうであそこを整地していたとい
う話をしていた人がいましたけれども、どういうふうな条件といたしますか、何かし
らで、年間どれぐらいの使用料なのか、その辺も含めてちょっと詳しく、何か今ま
でそういう説明は一切議会ではなかったような気がしますけれども。

〔「ちょっと休憩をお願いします」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） 休憩します。

午後 2 時 1 8 分 休憩

—————
午後 2 時 1 9 分 再開

○委員長（上山 誠君） 再開します。

それでは、副町長、江刺家雅弘君。

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回川原木神仏具店の葬儀場に隣接した駐車場につきましては、途中で、
7 月ぐらいからたしか借りることになったかと思います。今使用料の残が出たとい
うことは、当初そこを予定していませんでした。なので、近隣の空き地を何か大き
なイベントがある場合は借りるということで教育委員会のほうで当初少し予算を大
きく取って、使用料として借地料を計上していた。その後、川原木さんのほうから、
自分があそこの土地を取得したのだけれども、かるまい文化交流センターもかなり
イベントもあるみたいだし、うちのほうでは特にあそこを使うという予定がないの
で、安い料金でお貸ししてもいいですよというお話をいただきました。ただし、駐
車場の敷き砂利については、軽くは入れているのだけれども、大型車両とか入るぐ
らいは敷き砂利はしていませんので、できれば役場のほうで砂利を補修して、使っ
ていただけるのであれば安い料金でお貸ししますよということで、本人のほうから
は年間の固定資産税ぐらいいただければいいということで、7 月からお借りして、
16 万円、10 か月にすると決して高くない……

〔「1 か月 16 万」と言う者あり〕

○副町長（江刺家雅弘君） いえいえ。

〔「年間」と言う者あり〕

○副町長（江刺家雅弘君） 年間。というような形でお借りしていましたので、では大型バスも入る場合もあるので、町のほうで敷き砂利はしますよというような経緯でお借りしたということでございます。

以上でございます。

○委員長（上山 誠君） よろしいですか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 関連して、あそこの駐車場に、廃車になったのか、スクールバスがずっと止まっているなどと思って見ていましたけれども、あれは使えるものなのか、もう廃車になってあそこに置いているのか、ちょっとお伺いしたいです。

○委員長（上山 誠君） 教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

教育委員会事務局で業者等に委託している部分を含めて、マイクロバスが、車両が十二、三台あります。その中で、あれは予備車ということで、常時毎日動かす車両以外の車で一番程度のいいのを予備車として残していると。当然車検とか、あるいは故障等での整備等が必要な場合には、あそこに置いている車両を使ってスクールバスとして運行しているという形になっております。

○委員長（上山 誠君） よろしいでしょうか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 予備車として使おうと思っているのがなぜあそこなのかなと、ちょっと不思議に思いました。というのは、風が吹くあの雪国のところであそこに置いて、あそこ以外にももう少しいいところがあるのではないかなと今聞いていて思いましたけれども、あそこしかなかったのでしょうか。

○委員長（上山 誠君） 教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） 実は、ふだんは軽米中学校の武道館の脇の駐車場に置いておりますけれども、冬場はどうしても除雪等で、雪を積み上げると1台分の確保がなかなか厳しいということがありました。それで、降雪の時期のみということで、今年度からあそこに持ってきているという状況になっています。

以上でございます。

○委員長（上山 誠君） よろしいですか。

中村委員。

○6番（中村正志君） そこはいいです。別なことでちょっと。同じスクールバスの小中学校スクールバス運行管理業務委託料が501万1,000円減額になっているのですけれども、これは運行が変わったとか何とかというふうなことでこれだけの

大きな減額になっているのか、ちょっとこの辺の状況を教えていただければ。

○委員長（上山 誠君） 教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） お答えいたします。

こちらは、単純に入札の残という形になります。

○委員長（上山 誠君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 入札の残といっても大体町内業者でしょうけれども、ほとんど毎年同じような経路でやっているのにおいて、こんなにでは安く入札したのかというのはちょっと不思議に思うのですけれども、500万円ぐらいのあれはもしかして10件以上あればそれぞれちょっとずつ減額になっているというのか、その辺のところがちっと分からないなと思って今質問したわけですが、お願いします。

○委員長（上山 誠君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この小中学校スクールバス運行管理業務委託料は、債務負担行為を設定して3年の事業ということで入札をいたしまして、令和5年度から5、6、7の3年間運行の業務委託を結んでおります。その際、予算を最初に取り際に、仕様書があって見積りを取る中で限度額を設定いたしましたが、その限度額の入札執行した後に入札残が生じたのですけれども、その部分を落とさないでそのまま計上したということで、過大にまず計上しておったということで、今年度の入札とか、そういったものの減額でございません。ちょっとこれは財政当局のほうもその辺をしっかりと確認しなかったということで、この場をお借りして申し訳ございませんでした。ですので、ここは当初から取るべきものでない部分を過大に取ってしまったということでご理解していただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○委員長（上山 誠君） よろしいでしょうか。

○6番（中村正志君） はい。

○委員長（上山 誠君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） それでは、10款教育費は終わらせていただきます。

そして、先ほどの質疑の4款の江刺家委員の質問から聞きたいと思いますが、江刺家委員よろしいでしょうか。先ほどの質問。

○5番（江刺家静子君） もう一回しゃべるの。

○委員長（上山 誠君） もう一回、最初のほうと2つ続けて、分からなかったこと聞いてもいいです。

○5番（江刺家静子君） 人間ドック利用料補助金ということで130万円減額しておりますけれども、これは何人ぐらい対象ということで予算を取って、受診した人は何人ぐらいあったのでしょうか。

○委員長（上山 誠君） 健康福祉課主幹、日向安子君。

○健康福祉課主幹（日向安子君） ただいまの江刺家委員の質問にお答えいたします。

J Aの一日人間ドックにつきましては、対象者は年度内に35歳になる方から70歳になるまでの方、5歳刻みの方対象として1万円の補助を出しておりまして、29名の方が受診されておりました。また、50歳の人間ドックにつきましては、年度内に50歳になる方に通知をしておりまして、そちらの方々も、こちらも29名受診をされております。

○委員長（上山 誠君） よろしいですか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 29人というのは日帰りかなと思うのですけれども、そして29人受診したということで、実際はこの50歳になった対象者というのは、案内出した人というか、何人ぐらいだったのでしょうか。

○委員長（上山 誠君） 健康福祉課主幹、日向安子君。

○健康福祉課主幹（日向安子君） 60名の方となっております。

○委員長（上山 誠君） よろしいですか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ありがとうございます。私この50歳人間ドックというのが、近隣の市町村からもうらやましがられるというか、本当に軽米町は50歳になればただでドック受けられるそうだという、もう何十年も前からそういうふうなことを言われていて、ちょうど50歳というのが体調の変わり目といいますか、いい時期だなと思います。もっとたくさんの方に受けてもらいたいと思うので、1回だけではなくて、何回か勧めて、受ける方はやっていただきたいと思います。

それから、さっき聞いたの、健康ふれあいセンター維持管理費負担金が100万円減額になっているのですけれども、これは支払先は軽米ですか、最初の見積りがちょっと多かったのかな。

○委員長（上山 誠君） 健康福祉課主幹、日向安子君。

○健康福祉課主幹（日向安子君） 江刺家委員のご質問にお答えいたします。

こちらの支払いは、県立軽米病院にお支払いしておりまして、維持管理費につきましては電気代、あとは重油代等の電気代等になっておりまして、軽米病院のほうから案分したものが請求になってきておるもので、今回見積もっていたものよりも、予算計上していたものよりも安くといいますか、でしたので、100万円を減額いたしましたところです。

以上です。

○委員長（上山 誠君） よろしいでしょうか。

○5番（江刺家静子君） はい。

○委員長（上山 誠君） ほかに質疑ありますか、4款について。ありませんか。まだ何か答弁。

○健康福祉課主幹（日向安子君） 先ほどの。

○委員長（上山 誠君） ああ、そうですか。では、続けて、何でしたか。

○健康福祉課主幹（日向安子君） 出産・子育て応援交付金返還金について。

○委員長（上山 誠君） 出産・子育て交付金返還金についての答弁をいただきたいと思っています。

健康福祉課主幹、日向安子君。

○健康福祉課主幹（日向安子君） どうもありがとうございます。

先ほどは大変失礼いたしました。退席もしてしまって申し訳ありませんでした。

江刺家委員からのご質問でしたけれども、出産・子育て応援交付金返還金につきましてですけれども、こちらが令和4年度の出産・子育て応援交付金返還金、こちらが66万7,000円と令和5年度、こちらは（令和4年度の繰越分）出産・子育て応援交付金返還金39万8,000円、あと令和5年度の出産・子育て応援交付金返還金111万5,000円の合計の金額で218万円の返還金となっております。

中身ですけれども、妊娠届出時の5万円と出産後、早い時期での5万円の給付と、あとは事務職員の人件費となっております。

以上です。

○委員長（上山 誠君） 答弁いただきましたが、江刺家委員よろしいでしょうか。

○5番（江刺家静子君） はい、いいです。

○委員長（上山 誠君） それでは、4款を終わります。全部終わりましたので、議案第7号の質疑を終わります。

◎議案第8号の審査

○委員長（上山 誠君） それで、続いて議案第8号 令和6年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補足説明があればお願いいたします。

町民生活課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課長（鶴飼靖紀君） 補足説明はございませんが、議案第8号関係資料として概要版の資料を1枚物で載せてございますので、そちらのほうも御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（上山 誠君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。どうですか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） なければ、議案第 8 号の質疑を終わります。

◎議案第 9 号の審査

○委員長（上山 誠君） それでは、議案第 9 号 令和 6 年度軽米町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

議案第 9 号に補足説明があればお願いいたします。

水道事業所長、神久保恵蔵君。

○水道事業所長（神久保恵蔵君） 議案第 9 号は、議場で説明したとおりとなりますので、説明は割愛させていただきます。

以上です。

○委員長（上山 誠君） 説明が終わりました。質疑に移りたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） 質疑がなければ、議案第 9 号の質疑を終わります。

◎議案第 10 号の審査

○委員長（上山 誠君） それでは、議案第 10 号 令和 7 年度軽米町一般会計予算を議題とします。

議案第 10 号は令和 7 年度軽米町一般会計予算です。予算の内容を明らかにする書類として議案第 10 号関係資料が添付されていますので、最初そちらの説明を受けてから予算書について歳入、歳出ごとに質疑を進めたいと思います。歳入は歳入全般を、歳出については款あるいは項、目ごとに、その科目ごとの説明量に合わせながら臨機応変に対応して質疑を受けたいと思います。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「はい」「委員長、さっき渡した資料というのはこれ何なの。前に渡したのと同じではないんですか」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） これは……

〔「パソコンにも入っている同じものですので、これを見ていただければと思います。持ってこない方はそれを見てください」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） ということですので、いいですね。

〔「同じなのだったらいいです」と言う者あり〕

○委員長（上山 誠君） それでは、議案第 10 号についての関係資料の説明と歳入につ

いての説明をお願いします。

それでは、総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） それでは、議案第10号 令和7年度軽米町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

お手元に令和7年度一般会計予算についてということで、4ページになります資料を御覧いただきたいと思います。こちらを読み上げるような形で説明申し上げたいと思います。

予算総額につきましては70億7,000万円、前年度の当初予算額66億2,000万円に比べて4億5,000円、6.8%の増となっております。

歳入でございます。主要な自主財源でございます町税11億7,814万円を見込んでおりまして、前年度比較で824万円、0.7%の減となっております。固定資産税、主に償却資産でございますが、1,211万円の減を見込んだことによるものでございます。

歳入全体の自主財源比率は30.9%、前年度と比べまして2.7ポイントの減となっております。普通建設事業の実施に伴います町債発行額の増といったものが主な要因となっております。

主要な依存財源であります地方交付税は30億5,300万円、対前年比較で2億7,000万円、9.7%の増を見込んでおります。普通交付税につきましては、10.5%の増、特別交付税につきましては前年同額で見込んでおります。

国庫支出金でございますが、児童手当制度の改正に伴い、児童手当負担金が4,490万円の増、また物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が2,350万円の皆増となるなど、合計では前年度と比較しまして3,217万円、8%の増となっております。

県支出金につきましては、総務費委託金の参議院議員選挙執行経費を新たに追加したことにより1,524万円の増、また総務費補助金では地域経営推進費942万円を皆増、また岩手県自立・分散型エネルギー供給システム支援事業費補助金が500万円の皆増、以上のことから合計では1,748万円、5.1%の増となっております。

借入金でございます町債につきましては、情報通信施設更新事業債、これは今年度に続きます2年目の事業となります。これに1億1,400万円、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米のメモリアルブリッジ改修事業債4,440万円、また道路整備事業債1億7,250万円、若者定住住宅整備事業債5,940万円など、総額では6億6,170万円、前年比較で1億4,080万円、27%の増としております。

このほか、公債費の財源として、町債減債基金1億1,499万円を取り崩すと

ともに、財政調整基金５億１，９２１万円、前年度と比較いたしまして２億９１９万円の減となりましたが、これにより財源調整をしております。

続きまして、３、歳出でございます。歳出につきましては、この資料の４ページでございます（２）、性質別歳出前年度比較表、この区分に沿ってご説明申し上げたいと思います。

それでは、また１ページのほうと両方を御覧いただきたいと思います。義務的経費でございます。３１億２，３０２万円となりまして、歳出全体の４４．２％を占めております。前年比較で２億８００万円、７．１％の増となっております。特に人件費につきましては、人事院勧告に伴う常勤職員、あるいは会計年度任用職員の報酬、給料、手当の増によりまして、前年度比９，７１２万円、７．１％の増となりました。

扶助費につきましては、児童手当の増などによりまして２，６２４万円の増。

公債費につきましては、緊急自然災害防止対策事業債及びかるまい文化交流センター建設事業等に係る過疎対策事業債の元金の償還が開始されたこと等に伴いまして、８，４６４万円、９．６％の増となっております。

次に、投資的経費でございます。投資的経費は６億８，６０５万円で、前年比較で５，５０４万円、８．７％の増となりました。

橋りょう維持建設事業は５，３７５万円の減となりましたが、道路新設改良事業が３，９８８万円の増、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米のメモリアルブリッジ床版張替改修事業が４，９３８万円の皆増、また若者定住住宅整備事業が５，９９６万円の皆増となったことが主な要因でございます。

その他の経費です。３２億５，０５１万円となり、前年比較で１億８，４８５万円、６％の増となります。システム標準化改修業務委託料、自立・分散型エネルギー供給システム構築等業務委託料などの増による物件費で１億４４６万円の増、また定額減税に係る調整給付不足額等給付費、二戸地区広域行政事務組合負担金などの増によりまして補助費等が５，２９９万円の増、それから森林環境整備基金元本積立の増による積立金の１，３８５万円の増が主な要因となっております。

２ページにつきましては、令和７年度の重点施策・主要事業等を総合発展計画の目標ごとに掲載しております。これにつきましては、歳出予算の説明の中で各担当課よりご説明申し上げます。

３ページを御覧ください。３ページにつきましては、目的別の前年度の予算との比較表となっております。

最後、４ページでございます。右側に（３）として地方債の年度別発行額を一覧にしております。これまでかるまい文化交流センター等の建設等に大きく起債の発行、過疎債を発行してまいりました。この表でお分かりのとおり、１２億９，６

50万円とか11億4,410万円というふうに10億円ぐらいの発行をしておりましたが、令和6年度は5億4,570万円、令和7年度については6億6,170万円という形で発行を予定しております。

次に、(4)は、それに伴いまして地方債の年度別現在高でございます。令和6年度の見込みでは88億8,469万2,000円ということでございますが、令和7年度末には86億1,042万5,000円を見込んでおります。主に償還の公債費のピークでございますが、令和9年度に過疎債を大きく発行したものの償還が開始となることから、その際には10億円を超える公債費が予定されますので、前段でもご説明しておりましたが、町債減債基金等への積み増しをしながら、公債費の平準化を図っていくことが必要だということで年次計画を作成しているところでございます。

最後、(5)につきましては、主な基金の年度別現在高ということで、令和4年度、令和5年度は決算で24億円程度、令和6年度の現在の見込みで約23億円、令和7年度につきましては、今当初予算計上で財源調整等させていただいておりますので、約17億円という形になっております。以上、当初予算の概要ということでご説明申し上げました。

以上でございます。

○委員長（上山 誠君） 皆様にここでお諮りします。

今この関係資料の説明までいただきましたが、この後続けても3時をめぐりにやめたいと思っていましたので、ここでやめて、明日また再開ということでよろしいでしょうか。

〔「はい、いいです」と言う者あり〕

◎散会の宣告

○委員長（上山 誠君） それでは、今の説明までいただきまして、本日はここで終わりといたしまして、明日また10時から再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、本日は終わりにします。

（午後 2時48分）